東広島市農業委員会令和8年8月（第8回）総会議事録

1　開催日時　　令和8年8月31日（月）　13時56分から15時28分まで

2　開催場所　　東広島市役所本館3階　303会議室

3　出席委員　　22人

本議席番号順

番号	氏　　名	番号	氏　　名	番号	氏　　名
1	山 崎　拓 人	2	髙 尾　昭 臣	3	髙 木　昭 夫
4	長 原　　毅	5	古 本　啓 之	6	橘 川　一 則
7	住 井　正 美	8	古 川 みどり	10	森 桶　茂 和
11	村 上　義 則	12	榎　　龍 志	14	脇 坂　俊 之
15	在 間　輝 昭	16	大 月　靖 規	17	久 保　伸 司
18	髙 橋　久 雄	19	尾 原　恵 美	20	腰 本　直 治
21	兒 玉　康 裕	22	杉 本　源 藏	23	仲 伏　英 雄
24	財 滿　俊 子				

4　欠席委員　　2名

番号	氏　　名	番号	氏　　名
9	森 下　美 冬	13	土 井　浩 文

5　傍聴人　　なし

6　議事録署名者

議長(会長)　　8番　古 川 みどり　　委員　10番　森 桶　茂 和　委員

7　次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第40号　地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第41号　利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第42号　農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第43号　農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号　農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告
報告第 30 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 31 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 32 号　法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 33 号　農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第 34 号　農地改良届出の受理について
(6) 閉会

8　出席者
（農業委員会事務局職員）

事務局長	木　村　勝　美
局長補佐兼農地係長	松　下　健　司
農地保全係長	今　岡　　健
農地保全係主査	合　原　茂　宏
農地係主査	小　田　美　香
農地係主査	豊　田　　宏

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課	
担い手支援係主任	酒　井　秀　宜

議　　長	それでは、これより令和８年８月総会を開会いたします。 在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 日程第１の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第２項の規定により、８番古川委員、10番森桶委員を指名いたします。 次に、日程第２の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和８年８月31日１日限りとしてよろしいでしょうか。
	＜　異議なし　＞
議　　長	それでは、会期は令和８年８月31日１日限りといたします。 これより日程第３の議案審議に入ります。 初めに、議案第40号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
酒　井　主　任	私からは、総会議案第40号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明いたします。 このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 変更の目的と件数について、●●地区で農地転用の申請に向けた変更が１件、●●地区で農地転用の申請に向けた変更が１件の計２件となっております。 地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、双方の地区について、現状の集積率、経営体数に変更はありませんが、経営体の面積については、●●地区について0.6ha、5,909㎡、能良地区について0.1ha、669㎡の減少となります。

酒　井　主　任	地域計画変更の今後の流れとしては、９月中に変更の公告を行う予定でございます。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議　　長	ただいま農林水産課から説明がありました。 ご質問、ご意見等がありましたらお願いをいたします。 ございませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	ないようですので、採決に入ります。 議案第40号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第40号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 次に、議案第41号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。
酒　井　主　任	それでは、議案第41号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第３項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 貸付者50人、借受者11人、164,536.50㎡を利用権設定するものでございます。 議案に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいま農林水産課から説明がありました。 本案は、本日配付しております資料１の議案第41号関係の欄にありますように、番号９番から35番は兒玉委員、番号54番は尾原委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第１項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、兒玉委員、尾原委員におかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。
	＜　兒玉康裕委員、尾原恵美委員、退室　＞
議　　長	それでは、議案第41号のうち、番号９番から35番及び54番について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。 ございませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第41号のうち、番号９番から35番及び54番について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第41号のうち、番号９番から35番及び54番については、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 それでは、関係委員の方は入室してください。
	＜　兒玉康裕委員、尾原恵美委員、入室　＞
議　　長	続きまして、議案第41号のうち、番号９番から35番及び54番以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言願います。 ありませんか。
久　保　委　員	番号の116、117、これの借受者の住所なのですけど、●●ということで漢字がちょっと

久保委員	違っているという指摘でございます。
酒井主任	ご指摘いただいた116番、117番につきましては、ご指摘のとおり●●の「●」の字が借受者について誤っているというところと思います。こちらにつきましては、今後の手続の際に正しく修正をいたしまして、適切に利用権等の設定がなされるよう行わせていただく所存でございます。
議長	よろしいですか。
久保委員	はい。
議長	ありがとうございます。 そのほかございませんか。
	＜　なし　＞
議長	ないようでありますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	＜　全員挙手　＞
議長	挙手全員であります。よって、議案第41号のうち、番号９番から35番及び54番以外については、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたしました。 農林水産課の方は、先ほどの件、よろしくお願いいたします。 それでは、ご退席をお願いします。
	＜　酒井主任、退室　＞
議長	次に、議案第42号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	それでは、総会議案の３ページをご覧ください。 議案第42号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は25件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、10ページに記載のとおりでございます。 申請番号161－１は、経営規模拡大のため所有権を移転するものでございます。この案件は、令和８年４月総会でご審議いただきましたが、譲受人を変更するため、令和８年８月６日付で許可の取消願を受理し、改めて申請されたものでございます。 続きまして、申請番号162－２は、耕作者へ譲渡のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号163－３は、新規就農のため所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。申請地に隣接する居宅を合わせて購入し、申請地では梨やチェリーを作付する計画となっております。 続きまして、申請番号164－４は、贈与のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号165－５、166－６、167－７は、経営規模拡大のためそれぞれ所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号168－８、169－９は、新規就農のためそれぞれ所有権を移転するものでございます。申請番号168－８の譲受人は●歳の方でございます。申請地に隣接する居宅を合わせて購入し、申請地ではニンニクや大根などの季節野菜を作付する計画となっております。続きまして、申請番号169－９は、譲受人は●歳の方でございます。申請地に隣接する居宅を合わせて購入し、申請地では栗や柿を作付する計画となっております。 続きまして、申請番号170－10は、経営規模拡大のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号171－11は、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号172－12は、新規就農のため所有権を移転するものでございます。譲受人は●歳の会社員の方でございます。申請地では、水稲やジャガイモ、タマネギ、ナスなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、申請番号173－13は、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するもので

豊　田　主　査	ございます。 　続きまして、申請番号174－14は、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 　続きまして、申請番号175－15から185－25は、新規就農のため賃借権を設定するものでございます。本案件は、農地所有適格法人以外の法人が賃借権を設定するものであり、農地法第３条の不許可の例外に該当するものとして、農地法第３条第３項、いわゆる解除条件付貸借として規定されております。賃貸借契約書に農地を適正に利用していないと認められる場合は、契約を解除するという解除条件の記載があり、取締役１名と常時雇用が２名及び臨時雇用が耕作等に従事し、ワイン用のブドウ等を作付する計画となっております。 　説明は以上でございます。
議　　長	それでは、議案第42号について担当委員の意見を伺います。 　申請番号161－１、長原委員。
長　原　委　員	４番長原です。 　この方は、譲受人は、このほかに10町の経営をされているので、特に問題はないと思います。 　それから、事務局に一言言いたいのですが。現地に行ったのですけど、頂いた地図を見ても分からない、現地が確認できなかったということです。分かりやすい地図をいただきたいと思います。 　以上です。
議　　長	よろしくお願いします。 　次に、申請番号162－２、榎委員。
榎　　委　　員	すみません、12番榎といいます。 　162－２に関して、８月20日、私の地元の推進委員の大石さんと２人で現地を確認しました。近隣も耕作されておりまして、何ら権限移譲に問題はないと考えられます。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号163－３、橘川委員。
橘　川　委　員	６番橘川です。 　163－３については、８月24日、田中推進委員と一緒に見てまいりました。渡人、それから受人共に地元の方でないので、お会いすることはちょっとできなかったのですが、農地の畑の部分を確認する中では、かなり３年ぐらい以上前から使用されていない状態になっていまして、周辺については畑も、それから田んぼ、そういったものも何も耕作されてはおりませんでした。その関係といっては何なのですが、水路も確認はしたのですが、そういったものも周辺にもなくて、問題ないというのですか、２人で見て回りまして判断をいたしました。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号164－４につきましては、私が担当しておりますので、私において説明をいたします。 　去る８月22日、現地で確認を行いましたが、管理はあまりできていない状況でありましたが、親子間の生前贈与ということで問題はないと判断をいたしました。 　次に、申請番号165－５は、脇坂委員お願いします。
脇　坂　委　員	14番脇坂です。 　165－５につきましては、８月22日、綿芝推進委員と現地確認を行いました。譲受人につきましては、隣接を耕作されており、現状の譲渡人のところは不作付地でありましたので、今後耕作されて、よりよい環境になるものと確信をしております。問題ないと思っております。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号166－６、山崎委員お願いします。
山　崎　委　員	１番山崎です。 　申請番号166－６の現地確認を８月19日に地元推進委員と共に行いました。ここの農地

山　崎　委　員	については、●●が２年前まで耕作をしていた農地であります。あと、譲受人の●●は近くでスピリチュアルな感じの圃場をつくられて、無農薬無肥料という形で田んぼを、それこそ２年前からつくられているところです。 　譲受人の●●は先ほども言ったように無肥料無農薬ということではぜ干しもされて、昨年も11月末ぐらいまで米がずっと残っておりました。一応周辺の聞き取り、直接ちょっと話ができなかったので聞き取りで以前から聞いていたのが、ほかの農地も取得しようとしていたのですが、手に負えないということでその話は流れているところです。その話の中でこういった案件が出てきたので、ちょっと大丈夫かなという心配はあるのですけども、ただ一点、やっぱり買わないよといった農地と違うのが、やはり圃場整備もしてあってかなり広いところなのですけど。あとは、割と作業の流れで恐らくできるのだろうという位置にありますので、自分も一応このたびは問題ないだろうという判断なのですが、引き続きそういった辺りを注意しながら見ていくということを言わせて頂いて、問題ないというところでさせていただけたらと思っています。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号167－７、森桶委員。
森　桶　委　員	10番森桶です。 　167－７、８月のはじめ、事務局の職員さんと一緒に現地を見て回りました。現状、荒れ果てた状態でありました。近所にご迷惑はないと思うので、問題ないと思います。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号168－８、尾原委員。
尾　原　委　員	19番尾原です。 　申請番号168－８につきまして、８月21日、在間委員と見越推進委員に同行していただき、３名で現地確認をいたしました。現況は、草が生えている状態ではあるのですけども、農地に隣接する家屋も合わせて取得されるということで問題ないと判断いたします。
議　　長	次に、申請番号169－９から170－10、土井委員欠席のため、事務局お願いいたします。
豊　田　主　査	それでは、代わりに私が説明させていただきます。 　申請番号169－９につきましては、申請地は●●のものになります。隣接する居宅を一緒に購入するということで、特段問題ないという旨の話を伺っております。 　続きまして、170－10、●●の申請地につきましても、現地等を確認していただきまして、問題ないという話をいただいております。 　説明は以上でございます。
議　　長	次に、申請番号171－11、大月委員。
大　月　委　員	16番大月です。 　申請番号171－11につきましては、８月20日、髙橋委員と行ってまいりました。面積的にも小さくて個人消費を目的とした農地でありますので、周辺地域の経営体もないため、影響はないと思われますので、影響もなく問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議　　長	次に、申請番号172－12から173－13につきまして、髙橋委員お願いします。
髙　橋　委　員	18番髙橋です。 　８月20日、大月委員と現地の確認をしました。172－12につきましては、田については恐らく水稲が手入れできており適正に管理されております。譲受人の方は、近くに住んでおられるのですけど、ちょっと面積が大きいので、お話を伺いに行きまして、ご主人と奥さんで耕作されるということなのですが、奥様とお話しすることができまして、ちゃんと管理して就農、新規就農ですので、一緒にしていきたいということを言われていました。特に問題はないと感じました。 　もう一つの173－13につきましては、ブドウ園を経営されておりまして、その隣接で恐らくまたブドウを植えられると思います。適正に管理されると思いますので、特に問題はないと思いました。 　以上です。
議　　長	続きまして、申請番号174－14、住井委員お願いします。

住　井　委　員	７番住井です。 これは、今まで中山間に入っていてこの●●という譲受人がずっと草の管理をきちんとしていたのです。今、稲を植えています。それで●●さんは子供がいないので、とにかく土地を全部譲るということで、今まで管理をされていて真面目な経営をやっています。間違いありません。
議　　長	次に、申請番号175－15から185－25につきまして、村上委員お願いします。
村　上　委　員	11番村上でございます。 申請番号175－15から最後の10ページの185－25まで全部で24筆、３町８反あります。ここを埋め立ててブドウ畑にする申請です。２日前、おとどい地元で説明会を開催されました。約40名の方が出席をされておりました。特に反対意見はなかったものの、まだ地元合意には少し時間が必要と思われます。とりわけ●●から土を運ぶ際の環境対策、交通安全対策に懸念を持っている方が多かったのが地元の実情です。一方で、新規就農で申請された●●も就農に必要な許可要件を満たしているか不明な点もあり、現段階では判断が難しいのが実情でございます。委員の皆様にも、この場で判断するのは、現地の状況も分からないし、難しいのではないかと思いますので、木村局長、一つこの申請案件は継続案件としていただけないでしょうか。よろしくお願いをいたします。
議　　長	ただいま村上委員からの発言に対しまして、皆様方からご意見がありましたら、継続審議というご意見がありましたが、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
山　崎　委　員	１番山崎です。 先日お話があったところの場所というところで、一応情報はそういうところで、そのようにさせていただきたいと思います。 今回申請があったのが3.8ha、そのうち、３haを●●で受託、受委託で耕作させていただいております。それ以外に、ちょっとややこしいのですが、●●はもう１haほど今回のリストにない農地を耕作しておりますので、今後ブドウ園ができるようになると１haが残ってしまうというような形になっております。そうなりますとどうなるかというと、●●では１haで●●から●●まで多分耕作しに行かないだろうというところをちょっと懸念しておりまして、そうなるとそこの残った農地が今後どうなっていくのだろうというのをすごくちょっと危惧しております。 というところと、もう一点、この工事を結構急がれているというところがあるのですけども、現状全部、言われたように現在稲が植わっております。その収穫が恐らく10月の早くても半ば頃なのですけども、どうしても９月末までに作業に入りたいということで現場のほうからも言われまして、なかなかちょっと●●としても難しいところかなと思っているところです。ただ、ちょっと契約もそれはありますし、植わっている稲に対して補償なり何なりしていただけるのであれば大丈夫かなということと、第一は、●●は、地元の方が優先というか、思いとかそういったものに関しては優先させていただいているところなので、地元のそういった合意とか、あとは●●が別に無理やりやりたいということはないので、繰り返しになるのですけど、残った１haがちょっと自分としてはどうするのかなということをちょっと危惧しているという現状であります。ということで、情報共有です。 以上です。
住　井　委　員	この間のブドウの説明会の会社ですが前とは住所が違うのですね。前の説明会のときは●●じゃなかったでしょうか。
議　　長	了解です。 事務局お願いします。
豊　田　主　査	前回の説明会が確か６月に実施されて●●に説明していただきましたけど、そのときも●●の会社ですよという話はしていただきました。
住　井　委　員	栽培場所は●●でなく場所が違うのですか。工場の場所が違うのでしょうか。
豊　田　主　査	栽培の場所となると●●という会社になります、そことちょっと混在していますか。
住　井　委　員	●●というのが正式ですか。どう違うのでしょうか。どうも分からないのですが。
議　　長	●●というのは●●にあります。この会社が●●でブドウを作りたい。そのブドウだけではなくて、そのブドウの苗も作る、そういうことの指導とか苗を提供するのが●●とい

議　　長	うことです。だから、申請人はこれで間違いありません。よろしいでしょうか。
住　井　委　員	はい。
議　　長	この件についてその他ご意見はございませんか。
髙　橋　委　員	18番髙橋です。 今、●●がこの事業に加わっておられるということなのでしょうか。
山　崎　委　員	●●は全く関与しておりません。今時点でも直接的にこちらの会社さんが●●にそういった説明はしていない状態です。
髙　橋　委　員	すみません、ちょっと私、勘違いしていました。 それと、６月の説明会のときに説明を聞いたのですけど、●●というのがちょっとよく分からない。実際、本業は何をされているところなのでしょうか、実績とか。地域参入ということなので、実績がなくても参入ができると思うのですけど、そのあたりを調べておられましたら。あと、申請の段階で商品の計画とか立てておられると思うのですけど、そういうのを見られて特に問題があると思われている点があればちょっと教えていただければと思いますね。
議　　長	１つ目の●●は現在１年契約で耕作をされている。そういうことで関わりがあって、転用することに別に賛成しておられるわけではありません。 次の質問については事務局お願いします。
豊　田　主　査	●●なのですけど、現在の事業としてはキノコの加工等をやっておられる会社です。ですので、ブドウ栽培は初めての会社です。
髙　橋　委　員	そもそも実績とかあるのですか。
豊　田　主　査	実際の収量とかそういった情報はいただいておりません。
議　　長	そのほかご質問はありませんか。
長　原　委　員	４番長原です。 ●●、これ●●ですね。今現在、●●でどういう経営をされているのですか。どういうものをつくって、どういう経営をされて、経営状況はどうなのか、そのあたりを検証しなきゃいけないのではないですか。何をつくってどれだけの経営をされているのかというのをちゃんと押さえて、それから●●へ来て何をやるというような経営計画を出してもらって、それで検討するべきだと思います。ただ、これを見ただけで認めるということはできません。当然、今●●でやっていることはどういう状況なのかということ、それから今度は●●へ来て何をやるのかということ、そういう経営計画まで出してもらわないと、これは駄目です。 以上です。
議　　長	長原委員、当事者が６月定例会にお見えになって直接説明をされております。資料もいただいているのですが、納得いかないところも多々あるので、その後も調査を続けております。私と事務局が調査を進めております。事務局に補足があったらお願いします。 事務局長、答弁をお願いします。
長　原　委　員	それから、この大事業については、行政ではどう考えておられるのでしょうか。どんな仕事をするのかと話をしながらやっているのです。農業委員会だけでこれを決めるわけにはいけないでしょう。行政と一緒になってきちっと整理をしてやるということでないと駄目です。 以上であります。
議　　長	事務局長、答弁をお願いします。
木　村　局　長	今、長原委員からおっしゃっていただきましたけど、非常に規模の大きい案件でございますので、こちらにつきましては産業部の関係する部署と協議等を行いながら進めているところです。
住　井　委　員	すみません、７番住井です。 ここで、先に漢字を教えていただかないと、代表取締役の方の漢字はどう読むのですか。漢字が分からないです。
木　村　局　長	●●さんと申します。
住　井　委　員	それで、前のときには埋立てはしませんといって文書に書いてあったのだけれど、今は

住　井　委　員	ちょっと１m埋めるっていう話が違うのですね。前のときの冊子には埋立はしませんと書いてあったと思ったのですが。 　以上です。
議　　長	そのほかご意見ありませんか。
在　間　委　員	15番在間ですけども、前から同じことを言っておりますけれども、田んぼにもダムという調整機能があるのですけれども、それが3.8haを盛り上げて、あぜを全部飛ばしてしまうので、降った雨がすぐ川へ、水路へ出てしまうという状況になるのですけどね。前はずっと田んぼに溜めていっていたのがいきなり全部なくなるということになります。昨今、あちこちで線状降水帯が原因でどんどん田んぼや建物、敷地が床下浸水や床上浸水をしているのですけれども、申請地は近隣の黒瀬川が特定都市河川になったのですけれども、割と黒瀬の国道から黒瀬川へ出るまで平たんな道が続いて、そこに農地もありますし、家もかなりあります。これが全然問題はないのかもしれないのですけれども、流出係数と到達時間で雨水が出てくる量を計算するのですけども、●●が提出された図面によると流出係数だけで話をされているのだと思うのです。土地の用途としては農地を農地として使用するのだから流出係数は変わらないだろうという書き方ですよね。実際にはあぜがない分到達時間がすごく早くなって雨水の出る量が増えるので、それが全然論議されないのが不思議なのですけれども、結局は、今の国道から黒瀬川までで水がかなり出てくるだろうと思われます。 　そして、盛土をするならば１m越えなければ許可はいりませんが、１m越えれば当然開発指導課の許可が必要になります。そういうことも考えていかないといけないのですが、何も資料もない状態で賛成するかどうか判断することは無理だと思います。
議　　長	皆さんからいろいろと疑念が出ております。 　そこで皆様にお諮りいたしますが、議案第42号「農地法第３条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号175－15から185－25の議案について分離して採決したいと思いますが、ご意見はありませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	それでは、採決を行います。 　分離して採決することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25については分離して採決することといたします。 　まず、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25以外の案件について質疑を行います。 　質疑のある方はいらっしゃいませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	ないようですので、それでは採決に入ります。 　議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25以外の案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25以外の案件については、許可することに決定いたします。 　次に、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25について、改めて質疑を行います。 　質疑はありますか。 　もういいですか。
	＜　なし　＞
議　　長	それでは、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25については、確認事項があるため、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第42号のうち、申請番号175－15から185－25につき

議　　長	ましては、継続審査とすることに決定いたします。 次に、議案第43号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の11ページをお願いいたします。 議案第43号「農地法第４条の規定による許可申請について」でございます。 12ページをお願いいたします。 今月は５件の申請がございました。 申請番号33－１でございます。 ●●における進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約１ｋｍに位置する第１種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を進入路にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第４号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第１種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号34－２でございます。 ●●における住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約500ｍに位置する第２種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、娘さんの自己用住宅１棟及び駐車場１区画の転用許可申請をされたものでございます。また、開発許可43条申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 続きまして、申請番号35－３でございます。 ●●における長屋住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約500ｍに位置する第２種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、長屋住宅１棟及び駐車場12区画の転用許可申請をされたものでございます。また、開発許可43条申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 続きまして、申請番号36－４でございます。 ●●における駐車場及び資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約500ｍに位置する第３種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、近隣にある所有する太陽光発電設備の維持管理、除草等をするための駐車場及び消耗品等の資材置場とするため、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、申請番号37－５でございます。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の入り口の南西約400ｍに位置する農振農用地でございます。申請地は、●●において県営圃場整備事業により整備された農用地区域内の農地でございます。申請人は、●●に本店を有し、不動産業及び売電事業を行い、農産物の生産、販売も行う会社を経営しておられます。本申請地におきましては、令和２年から太陽光パネル下の農地でアラゲキクラゲと原木シイタケの栽培を行っており、引き続き事業を行うため、一時転用許可の申請をされたものでございます。このたび、引き続き本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後３年間の一時転用申請をしようとするものでございます。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地で、農地法施行令第４条第１項第１号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、太陽光パネルの最低地上高1.75m、最高地上高2.45mとなっており、パネル下部で効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、栽培に問題がないと判断されております。なお、本来であれば７月に許可申請を行うものでございますが、申請者の失念により申請書の提出が遅れたことに対しまして始末書を徴取し、期限内に適正な手続を行うよう指導しております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと考えられることから、本議案を提出するものでございます。 なお、第１種農地の案件及び営農型の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、33－１、37－５におきましては意見聴取を行います。 以上、ご審議をお願いいたします。

松下局長補佐	説明は以上でございます。
議　　長	それでは、議案第43号について担当委員のご意見を伺います。 申請番号33－１、榎委員。
榎　委　員	12番榎です。 申請番号33－１について、８月20日、地区担当の推進委員である本城委員と２人で現地を確認いたしました。今、赤線で囲ってあるところがその地番の●●で、あとまた次の５条でまた右隣が出てきますので、ちょっと記憶にとどめて頂いて、一応奥の家に入る立道を広げてという話なので、特に近隣と問題はないと思います。 以上です。
議　　長	次に、申請番号34－２、財満委員お願いします。
財満委員	24番財満です。 ８月20日に河本推進委員と現地を確認しました。申請番号の34－２、これは夫婦とも高齢化されており、家の横に娘さんが家を建てようとされているみたいです。周辺の営農には関係ないと思います。
議　　長	次に、申請番号35－３、森桶委員。
森桶委員	10番森桶です。 35－３番です。８月18日に事務局職員の小田さんと一緒に現地確認に行きました。少し雑草が生えている状態で、問題はないと思います。 以上です。
議　　長	次に、申請番号36－４、大月委員。
大月委員	16番、大月です。 申請番号36－４につきましては、８月20日に髙橋委員と行って確認をしてまいりました。申請地は現在耕作しておらず、今後も耕作予定はなく、車両の駐車場と資材置場として今は利用されております。面積も小さく、家への進入路の横にあり、問題はないと思っております。 以上です。
議　　長	次に、申請番号37－５、髙尾委員。
髙尾委員	２番、髙尾です。 37－５については、継続の事業でございまして、人が替わるのですが、キクラゲを続けてつくるということで説明を受けました。近所とのトラブルもないようなので、問題はないと思います。 以上です。
議　　長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります
松下局長補佐	今、説明いただいた件なのですが、こちらの方につきましては、申請者の方の住所が変わったもので、同じ申請者の方が継続して営農されるということで補足をさせていただきます。
議　　長	それでは、質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言を願います。 ありませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第43号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第43号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議

議　　長	ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第44号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小　田　主　査	初めに、本日配付いたしました議案第44号農地法第５条の規定による許可申請に係る正誤表とあります資料をご覧ください。 総会議案の16ページ、申請番号136－６について、譲受人の会社名を●●から●●へ修正いたしました。 以上につきまして、ご確認いただきますようお願いいたします。 それでは、総会議案の14ページをご覧ください。 議案第44号の概要について説明いたします。 今月は10件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。 申請番号131－１は、住宅の進入路への転用事案で、住宅を新築するための進入路として転用しようとするものです。
議　　長	すみません、15ページですか。
小　田　主　査	総会議案の14ページをご覧いただいて、今説明させていただいたのは15ページになります。
議　　長	続けてどうぞ。
小　田　主　査	続きまして、申請番号132－２、133－３は駐車場への一時転用事案で、●●に本店を置き、建設工事の請負等を営む譲受人が許可後３年間従業員の駐車場として転用しようとするものです。一部につきまして譲渡人の許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 申請番号134－４は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、●●に居住する譲受人が住宅を新築しようとするものです。なお、都市計画法43条については担当部局へ提出済みです。 続きまして、申請番号135－５は一般住宅及び駐車場への転用事案で、譲渡人の子が住宅を新築しようとするものです。 申請番号136－６は、資材置場への転用事案で、●●に本店を置き、土木建築工事の請負等を営む譲受人が事業拡大のため転用しようとするものです。 申請番号137－７は、建売住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、宅地造成事業等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号139－９は、駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、中古自動車の販売等を営む譲受人が会社の駐車場として転用しようとするものです。 申請番号140－10は、太陽光発電設備への転用事案で、●●に本店を置き、太陽光発電機の販売等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号132－２、133－３は、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある農地等で農振農用地ですが、農地法施行令第11条第１項第１号仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号131－１、135－５は、良好な営農条件を備えている農地等で第１種農地ですが、施行規則第33条第４号住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第１種農地の不許可の例外に該当します。 申請番号134－４、136－６から140－10は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第２種農地、申請番号128－６は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第３種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法５条第２項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。農振農用地及び第１種農地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のとお

小　田　主　査	り意見聴取いたします。 　以上で議案第44号の説明を終わります。
議　　長	それでは、議案第44号について担当委員さんの意見を伺います。 　申請番号131－１、榎委員。
榎　委　員	12番榎です。 　先ほど43号議案の４条でも説明したその隣、右隣、さきほどは左でございましたが、これは幅が２ｍぐらいある。これは分筆されておりまして、両方とも搬入路にしたいということなので特に問題ないと思います。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号132－２から134－４、財満委員。
財　満　委　員	24番の財満です。 　８月20日の日に河本推進委員と現地を確認してきました。申請番号132－２と133－３は関連事業なので、一括して説明させていただきます。 　これは●●の敷地内工事のため、●●が駐車場として借りようとしている土地です。現在は、稲は作られておりませんので、周辺の営農にも関係ないと思います。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号135－５から136－６、久保委員。
久　保　委　員	17番久保です。 　135－５については、８月20日の信長推進委員と一緒に現地を確認しました。現地は家の真ん前で、娘さんの家を建てるということで、隣接する農地も本人さんとその隣も耕作されてないというようなことで全く問題ないと思います。 　それから、136－６ですが、これは資材置場ということでご覧のようにちょっと県道から上に入ったところです。山の中ということで特段、家もないし、隣接する多分農地であろうというようなところでございますので、大丈夫だろうと思います。
議　　長	次に、申請番号137－７から138－８、脇坂委員。
脇　坂　委　員	14番脇坂です。 　137－７につきましては、８月22日、担当の綿芝推進委員と現地を確認し、周辺も宅地であり、ここに建売等を建てることについてもしょうがないものと判断しました。 　続いて、138－８につきましては、８月22日、担当の木原推進委員と現地を確認し、資材置場に転用することについても、周辺の農地についても水路等に影響がないものと判断いたしました。 　以上でございます。
議　　長	次に、申請番号139－９、村上委員。
村　上　委　員	11番村上でございます。 　申請番号139－９は、８月23日に現地を神田推進委員と一緒に確認に行きました。現状は、遊休地で雑草が生い茂っておって、駐車場にすることで見通しがよくなり、問題はないと思います。 　以上です。
議　　長	次に、申請番号140－10、古本委員。
古　本　委　員	５番古本です。 　140－10につきましては、８月26日に担当の土居推進委員と確認に伺いました。現況は、長い間耕作はされていない状況の田です。周辺の農用地には、これ太陽光になっても影響はないと思います。排水路も国道沿いなので、水路もしっかりしていると確認しました。 　以上です。
議　　長	ありがとうございました。 　これより質疑に入ります。 　ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。 　ありませんか。
	＜　なし　＞

議　　長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第44号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	＜　全員挙手　＞
議　　長	挙手全員であります。よって、議案第44号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。 続きまして、日程第４の報告事項に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第30号から報告第34号までは、東広島市農業委員会事務局規程第６条の規定に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 １ページをお願いいたします。 報告第30号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 ２ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第４条による農地転用届は、今月分は１件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ３ページをお願いいたします。 報告第31号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 ４ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第５条による農地転用届は、今月分は５件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ５ページをお願いいたします。 報告第32号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 ６ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は12件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第33号「農地転用届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は２件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 12ページをお願いいたします。 報告第34号「農地改良届出の受理について」でございます。 13ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は２件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議　　長	それでは、最後に日程第５のその他の事項に移ります。 前回総会の後に行われました情報委員会において協議された内容について、情報委員会より報告をいただきます。
古　川　委　員	８番古川です。 先月総会後に行いました情報委員会の協議内容についてご報告いたします。 情報委員会において協議した結果、農業委員会活動の周知及び農業者への情報提供の充

古　川　委　員	実を図るため、農業委員会だよりを発行することが適当であると結論に至りました。つきましては、情報委員会事業として農業委員会だよりの編集及び発行に取り組むことを総会にて報告いたします。なお、発行時期、掲載内容の詳細については、情報委員会において協議し、進めることとしたいと考えております。皆さん、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長	ただいまの古川委員からの報告について、皆様方から何かご意見、ご質問があったらお願いします。 ありませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	そのほかございませんか。
杉　本　委　員	22番杉本です。来年度の予算に向けて今から予算の取り組みになると思うのですが、農業委員と推進委員の報酬について以前からそのまま据置きの状態になっております。今年度は県内で農業委員のほとんどが改選されております。近くでは●●が報酬の見直しをやっているということがあるので来年度に向けて検討してください。 ２点目は、現場へ出るときに長靴を支給して頂いているのですが、作業服のような、そういう着る物の支給を可能であれば検討して頂きたいです。 ３点目は、公務災害の年間保険の1,000円を農業委員個人が負担している件についてです。 あの保険は公務災害なので、個人的に今払っているのですが、他の市町では公務災害だから農業委員会の予算から払われているのか検討してみてください。 ４点目は以前、総会中に体調を崩して倒れた方がいましたが、公務災害の保険請求が可能かどうか、当時会長の自分が農業会議の局長に口頭で報告しました。今後は事務局から文書で農業会議に報告して頂いた方がよいのではと思います。 ご検討のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議　　長	事務局長、答弁を求めます。
木　村　局　長	先ほど杉本委員からありました報酬、それとあと作業着、あと公務災害等というところにつきましては、今すぐこうしますというご返答ができませんので、また一旦事務局で検討をさせていただくということですので、一旦そういう回答でよろしくお願いします。
杉　本　委　員	よろしくお願いします。
議　　長	執行部に対して予算権限を握っている財政課等、また市のトップに対してご意見を伝えていきたいと。事務局と私でできれば市長と面会して、先ほどの件は私もそう思っていますので、要望していきたいと思います。 そのほかございませんか。
榎　　委　　員	すみません、12番榎です。 お願いがあるのですが、農地法の３条、４条、５条について事務局から現地確認の依頼があるのですけど、その文書が何をどのように確認すればいいのかという具体的な記述がないのですね。私は、まだ委員になってまだ３か月なのでよく分からないのです。えいやあとやっておりますけど、申し訳ないですが。できれば具体的に何をどのように確認をするのか、そういうチェックリストみたいなものを作っていただいて、希望者に配付していただければありがたいなと思います。 以上です。
木　村　局　長	その件については、また検討させていただければと。改めてご回答させていただきます。
議　　長	私から申し上げますが、今回委員になられた方については、事務局がもう少し多く同行していただくということは、局長、無理ですか。
木　村　局　長	検討させていただきます。
議　　長	ということで、事務局、そうなるように私も努力いたします。
榎　　委　　員	それで、依頼文書だけで全部効率利用要件とかこれは３条に関連するのですが、それから４条ですね、また難しい言葉で表現があるのです。被害防除措置の妥当性について、何

榎　委　員	を持って何を確認して何で妥当性が良しか否か判断するというのが、その辺が文書はよいのですが、具体的に現地に行って何を確認して、どう判断すればいいのかというのがよく分からないので、よろしくお願いします。 以上です。
議　長	気づかれたことを事務局に文書で出して頂いて、次回、皆さんに周知をするように私から申し伝えますので。今、言われたことも含めて、こういうところがよく分からないのだということをちょっと文書では難しいのですけど、事務局が聞き取りしてもいいです。そのことについて次回の委員会で回答するように事務局長に申し伝えておきます。よろしくお願いします。 そのほかございませんか。
木村局長	それでは、私から熊本地震義援金のお願いについてをご説明させていただきます。 資料の４をご覧ください。 このたび、全国農業会議より農業委員会組織による義援金募集の通知がございました。被災された農業者の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するためのもので、募集内容は１口1,000円を全国農業会議の指定口座へ送金するものでございます。本市の農業委員会といたしましては、この趣旨に賛同し、委員の皆様から１口ずつお願いしたいと考えております。つきましては、委員就任の際、お預かりした互助会費を活用させていただければと思います。委員の皆様からご意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
住井委員	意義ありません。
木村局長	ありがとうございます。 それでは、委員24人分、２万4,000円を送金させていただきます。詳細は、また決算時に報告させていただきます。 私からは以上であります。
議　長	そのほかありませんか。
今岡係長	それでは、本日配付の資料の５、人権研修の案内をご覧ください。 先日、広島県より令和８年度広島県農林水産局人権啓発研修開催要領の案内がございましたので、ご紹介をさせていただきます。 この研修会は、地域の農林、漁業に従事する方を対象に行っている人権研修で、県が主催するものでございます。研修内容は、外国人と人権をテーマに、広島会場は10月８日木曜日13時30分から県立総合体育館で実施されます。こちらの研修に参加を希望される委員さんは、総会終了後に事務局までお申出いただきますようお願いをいたします。 研修会の案内は以上です。
議　長	私からお尋ねしますが、農業者を集めるのに稲刈りの真っ最中にやるというのはどういう了見ですか。今岡さんに聞いても分からないでしょうがそういう意見が出ているということをお伝えいただきたいと思います。一番忙しいときですよ。来なくてもよいという魂胆ですかね、と疑いたくなる。そこら辺を県にしっかり申し伝えていただきたいと思います。 そのほかございませんか。
合原主査	お配りした資料で表題が東広島市新規就農者育成研修を取り出してください。 本市の園芸センターが来年度の令和９年度における研修生の募集に当たって作成したパンフレットです。 ページを開いてください。 左のページですが、研修品目としてはナスを主として掲げておりまして、ナスの特徴、１年間の栽培モデル、経営モデルを紹介しております。変わって右のページですが、花きで主にトルコギキョウについて同様に紹介しております。 最後のページをご覧ください。 就農までの流れ、求める人材、様々な支援について掲載しております。また、来月の９月５日土曜日、９月19日土曜日に開催される就農応援フェアにおいても、このパンフレットを使用して研修生の募集を図るとのことです。 説明は以上でございます。

議　　長	そのほかございませんか。 私から１件報告をさせていただきたいと思います。 かねてより●●の農地の一時転用による農地改良に伴う残土処分場についてなのですが、せんだって中国新聞にも出ましたが、のり面勾配が規定、申請図面より非常に大きく起こしてある、急角度になっているということで、私も問題にしていろいろと研究し追及もしてきましたが、せんだって23日に地元の守る会の事務局長さんと、それから土木の専門の方と現地を確認に参りました。新聞にもありましたように正規の角度に戻すという工事を年内で完成させるという市長のコメントが載っておりましたが、現地を確認したところ、きちんとそういう工事を今行っております。ということで、一つだけ問題が解決したということで報告をさせていただきます。 それでは、そのほか皆さんのほうからありませんか。
	＜　なし　＞
議　　長	ないようでしたら、次回９月総会について在間会長職務代理者から報告をお願いします。
在間職務代理者	次回９月の通常総会は、９月29日火曜日の10時から市役所本館３階303会議室を予定しております。９月の開催時間が本日と異なり、朝、午前10時からとなっておりますので、お間違いのないようにお願いいたします。 報告は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 委員の皆様には、暑い中、ご審議いただき、ありがとうございました。 以上をもちまして８月総会を閉会いたします。

議事録署名者　議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者　委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者　委員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議長(会長)　　8番　古 川 みどり　　委員　10番　森 桶　茂 和　委員